

健康と安全の確保を重視する方針

松村工業株式会社

基本方針

社員一人ひとりの健康こそが会社経営の基盤であると認識し、社員が健やかで充実した生活を送り、社業において最大限の能力を発揮できるよう職場づくりを目指し、その実現に向け3つの基本方針を定め、推進して参ります。

- 1) 従業員全員が笑顔で過ごせるよう、健康並びに労働安全に最善を尽くします。
- 2) 毎日出勤するのが楽しくなるような職場づくりを目指します。
- 3) 従業員の健康と安全を通じて、家族やその友人、お取引先にも安心を届けます。

【労働環境の整備】

- ・ 40 時間を超える残業時間の回避。
- ・ 22 時以降翌朝 5 時までの勤務を原則禁止とする。(但し、工事仕様書に夜間工事が謳ってある場合は、工事の進捗並びに現場状況を労働安全委員会に諮り、前後の勤務体制の調整・整備を行う)
※当該事案が発生した場合、社員及び上長に面談指導、過重労働対策を行う。
- ・ 有給休暇の取得推奨日の設定
有給取得計画を定め、有給休暇の取得を推奨します。

【健康増進】

- ・ 生活習慣病予防健診の受診率 100%を促進していく
- ・ 人間ドック、婦人科検診費用の補助
- ・ 感染症予防に関して、ワクチン等の予防接種の費用負担、感染症流行時にはマスクや除菌シートなどの防御資材の無料配布を行う。

【メンタルヘルス】

- ・ 管理職以上に対してメンタルヘルス研修を行い、知識を身につけ良好な職場づくりを行う
- ・ 年 1 回 ストレスチェックを実施する。

【ワークライフサポート】

- ・ 妊娠・育児・介護において時短勤務制度を導入する。
 - 1) 妊娠 体調を考慮し通勤緩和のために時短勤務を認める
 - 2) 育児 小学校低学年までの場合 最大 3 時間の時短勤務
小学校高学年から中学校の場合 最大 2 時間の時短勤務
 - 3) 介護 要介護の家族サポートのため特別有給 7 日まで付与